



「生活習慣病管理料」への移行等に関するお知らせ

2024年6月1日施行の診療報酬改定に伴い、生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症)のいずれかで通院いただいている患者さまに対し、これまで算定していた「特定疾患管理料」を「生活習慣病管理料」の算定に移行させていただきます。

今後、医師が患者さま個々に応じた「療養計画書」を作成し、栄養、運動、休養等の生活習慣に関する総合的な治療管理を医師と看護師、管理栄養士等のスタッフが連携し実施させていただきます。

なお、「療養計画書」作成時に患者さまのご署名が必要となります。対象の患者さまには、診察時に医師よりご説明いたしますので、何卒ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

- * 当院では長期処方・リフィル処方せんに対応しております。
- * 診療明細書は無償で交付しております。
- * 医薬品の供給状況等を踏まえ、一般名処方の趣旨を説明させていただいております。